

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

有限会社 白栴林業

岩手県岩手郡岩手町大字川口第44地割15-2

2. 指名停止措置期間

平成25年3月1日から平成25年5月31日まで（3ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要 :

有限会社白栴林業は東北森林管理局岩手北部森林管理署長と平成24年5月17日に締結した造林事業請負契約(保育間伐活用型)において、平成24年度に受注した事業の一部に遅れが生じ、労務の調整ができなくなったことにより、事業期間内の完了が困難であるとして事業完成不能届けを提出し、契約解除に至った。

5. 指名停止措置理由 :

上記のことは、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第2贈賄及び不正行為等に基づく措置基準の第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約相手方として不相当と認められるため、本件については3ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈工事請負契約指名停止等措置要領の制定について〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件

(不正又は不誠実な行為)

16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経 理 課 長 三 上 均 電話 018-836-2070